

# 高圧ガスを燃料とする自動車の点検基準等について

圧縮水素ガス（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）、液化天然ガス（LNG）を燃料とする自動車については、「高圧ガス保安法」から「道路運送車両法」に一元化され、関係法令についても所要の改正が行われたことについては、先月までの会報にてお知らせしたとおりです。

これにより「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」等についても改正（令和5年12月21日施行）が行われており、液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車（以下、LPGG自動車という）についても、一部点検基準の項目が下記のとおり追加されておりますので、ご留意下さい。

## 記

### 別表第3（事業用等）

- 〔3月ごと〕・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷（※LPG自動車も対象）
- \* 〔3月ごと〕・ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷（※LPG、大特、検査対象外軽を除く）
- 〔12月ごと〕・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷（※LPG自動車も対象）

### 別表第5（自家用貨物自動車等）

- \* 〔6月ごと〕・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷（※LPG自動車も対象）
- \* 〔6月ごと〕・ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷（※LPG、大特、検査対象外軽を除く）
- \* 〔12月ごと〕・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷（※LPG自動車も対象）

### 別表第5の2（有償で貸し渡す自家用二輪等）

- \* 〔6月ごと〕・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷（※LPG自動車も対象）
- \* 〔6月ごと〕・ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷（※LPG、検査対象外軽を除く）
- \* 〔12月ごと〕・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷（※LPG自動車も対象）

### 別表第6（自家用乗用車等）

- \* 〔1年ごと〕・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷（※LPG自動車も対象）
- \* 〔1年ごと〕・ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷（※LPG自動車を除く）
- \* 〔2年ごと〕・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷（※LPG自動車も対象）

### 別表第7（二輪自動車）

- \* 〔1年ごと〕・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷（※LPG自動車も対象）
- \* 〔1年ごと〕・ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷（※LPG、検査対象外軽を除く）
- \* 〔2年ごと〕・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷（※LPG自動車も対象）

\*印が、今回の改正で追加になった点検項目です。

## 〔定期点検記録簿記載要領〕

圧縮水素ガス（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車等について点検基準が変更されたことにより、新しい記録簿の作成準備をしていますが、点検項目が追加された新記録簿に切り替わるまでは、現行の記録簿を使用ください。追加された点検項目の記載は点検記録簿右上の「その他の点検・整備項目」の欄に記載し、点検の概要を記載してください。

### 〈記載例〉

#### ○別表3（事業用自動車等）

| その他の点検・整備項目         |                          |
|---------------------|--------------------------|
| ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷 | <input type="checkbox"/> |
|                     |                          |
|                     |                          |

#### ○別表5（自家用貨物自動車等）、別表6（自家用乗用自動車等）、別表5の2、別表7（二輪自動車等）

| その他の点検・整備項目         |                          |
|---------------------|--------------------------|
| パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷  | <input type="checkbox"/> |
| ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷     | <input type="checkbox"/> |
| ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷 | <input type="checkbox"/> |
|                     |                          |
|                     |                          |

### 〈定期点検の実施方法〉

#### ○導管、継手部のガス漏れ及び損傷

- ・ペーパーライザ、導管及び継手部に石けん水等を塗ってガス漏れがないかを目視等により点検する。
- ・導管及び継手部に損傷がないかを目視等により点検する。

#### ○ガス容器取付部の緩み及び損傷

- ・ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナ等により点検する。また、損傷がないかを目視等により点検する。

#### ○ガス容器及びガス容器付属品の損傷

- ・目視等により、次の点検を行います。
  - ① 容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。
  - ② 容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。
  - ③ 継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。
  - ④ 複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。
  - ⑤ ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪み等の変形がないか。